

■地域冷暖房施設（DHC）とは

- 一定地域の建物群に対してプラントで製造した冷水、温水、蒸気等の熱媒を導管を通して供給し、冷房、暖房、給湯等を行うシステム

地域冷暖房施設の普及、汚染物資の低減による環境の保全、効率的なエネルギー供給による省エネルギー化、熱源設備の一元管理による防災性の向上、個別建物の熱源機器設置スペース削減による省スペース化等の効果がある

■都市計画の位置づけ

- 都市計画法第11条第1項第3号において、「その他の供給施設」を都市施設に定めることができると規定
- 都市計画運用指針（C-3）において、**地域冷暖房施設が都市計画法第11条第1項第3号に定めるその他の供給施設に該当する旨、また、民間企業者により整備されるものであっても、積極的に供給施設を都市計画に定めることが望ましい旨記載**

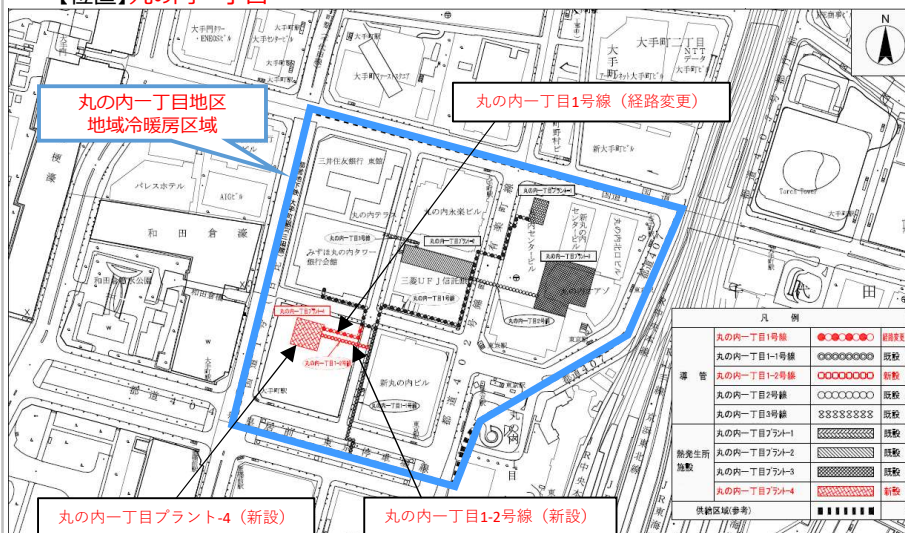
■対象範囲

【名称】丸の内一丁目地区地域冷暖房施設

【熱発生施設】丸の内一丁目プラント-4（新設）

【導管】丸の内一丁目1号線（経路変更）、丸の内一丁目1-2号線（新設）

【位置】丸の内一丁目

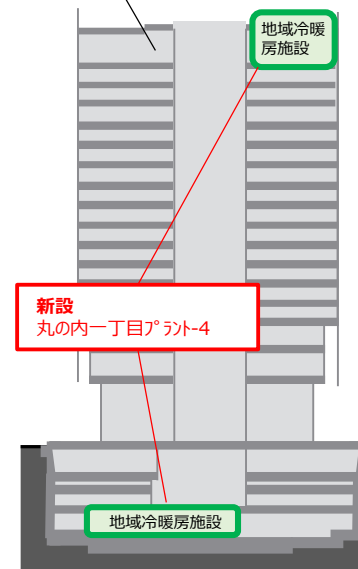


■ 概要

丸の内一丁目地区地域冷暖房施設は、昭和 58 年 3 月に大気汚染防止と環境改善を図ることを目的に都市計画決定がなされ、既に熱供給事業を行っている。

本件は、丸の内一丁目6-1街区の建替え計画にあわせ、丸の内一丁目地区内に熱発生施設（丸の内一丁目プラント-4）と導管（丸の内一丁目1号線、丸の内一丁目1-2号線）の新設を行い、既存の熱発生施設（丸の内一丁目プラント-2および丸の内一丁目プラント-3）との冷水ネットワークを構築し相互バックアップの信頼性向上を図るとともに、低負荷時の高効率機器の優先運転による環境性向上を図る。また、蒸気ネットワークの構築による信頼性の更なる向上を図るため、都市計画を変更しようとするものである。

地域冷暖房施設新設に伴う効果

丸の内一丁目6-1街区
建替イメージ

●街区内の信頼性の向上

既存地域冷暖房施設と連携し、熱製造施設に不具合等があった場合も、他施設からの熱融通により熱供給を継続可能とします

●街区内の環境性向上

冷熱ネットワークを拡張することで、冬期や中間期夜間などの冷房負荷の少ない時期に、高効率機器で製造した冷水を街区へ供給し、街区全体の環境性向上が可能となります

■今後のスケジュール

令和6年3月26日
千代田区都市計画審議会（報告）

令和6年7月23日
千代田区都市計画審議会（審議）

令和6年6月6日～6月20日
都市計画法第17条に基づく縦覧・意見書の提出（2週間）

令和6年7月下旬
都市計画決定告示

丸の内一丁目地区地域冷暖房施設の変更について

■都市計画変更案

1 地域冷暖房施設の名称：丸の内一丁目地区地域冷暖房施設

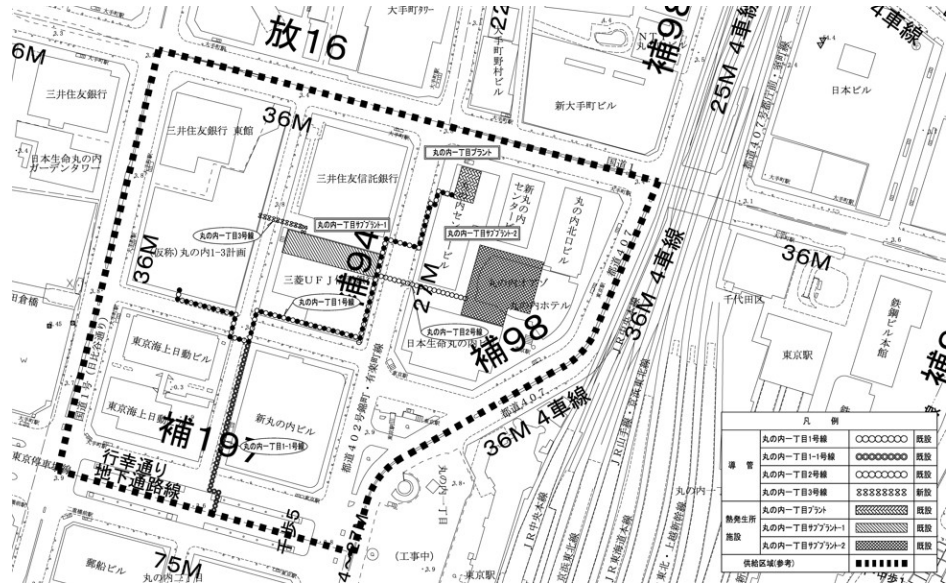
2 導管

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
丸の内一丁目1号線	千代田区丸の内一丁目	千代田区丸の内一丁目	経路変更
丸の内一丁目1-1号線	同 上	同 上	
丸の内一丁目1-2号線	同 上	同 上	新設
丸の内一丁目2号線	同 上	同 上	
丸の内一丁目3号線	同 上	同 上	

3 熱発生所施設

名 称	位 置	備 考	
丸の内一丁目プラントー1	千代田区丸の内一丁目	施設面積 約1,400㎡	名称変更
丸の内一丁目プラントー2	同 上	施設面積 約3,700㎡	名称変更
丸の内一丁目プラントー3	同 上	施設面積 約3,900㎡	名称変更
丸の内一丁目プラントー4	同 上	施設面積 約1,080㎡	新設

計画図（変更前）



計画図（変更後）

